久慈市立侍浜中学校いじめ防止基本方針

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）、「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（平成 29 年 3 月 16 日文部科学省通知）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に 推進するために「久慈市立侍浜中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

１「いじめ」の定義・いじめの禁止（いじめ防止対策推進法抜粋）

（いじめ防止対策推進法　第１章　総則. 第２条第１項） 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ３　この法律によって「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 いじめの禁止 第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。

２　いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく必要がある。教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることでもあり、情報をしっかりと学校内で共有する。 また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていくことも重要な課題である。いじめ防止の取り組みは、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

（１）「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持たせる指導の徹底

（２）いじめの早期発見、迅速な対応の徹底

（３）いじめられている子どもの立場に立って親身な指導（気持ちに寄り添い、徹底して守ること）の重視

（４）重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底

（５）４極構造（加害生徒、被害生徒、傍観者、大人）でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みの重視

３　いじめ防止対策に向けた整備について

（１）「いじめ防止対策委員会」の設置

「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取り組みのための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（２）「いじめ」の防止対策の年間計画の作成

見通しを持った防止対策のための年間計画を作成する。

（3）「いじめ」の相談窓口の開設

「いじめ」は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への報告・連絡・相談はもちろん、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。

4　いじめ防止対策のための具体的取り組み

日常的な情報交流や共有を図り、管理職を含めた組織的対応に徹する

（1）いじめの未然防止の取り組み

ア　生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

・望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。

・生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。

・一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりに努める。

イ　学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。

・生徒会でいじめ防止キャンペーンを行うなど生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

・ピアサポート活動（ＮＡＲなど）や異学年交流を通して、生徒が互いに認め合い、信頼し合う人間関係づくりを目指す。

・活動の中に自己の役割を見いだすことにより、前向きな意欲を持たせる。

ウ　学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などを推進する。

・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。

・人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。

・道徳や特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

・インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

エ　いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。

・教職員の言動でいじめを誘発･助長･黙認することがないよう細心の注意を払う。

・常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。

・教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

オ　学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

・学校評価アンケートの際に、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付けることで保護者に評価をしていただき、取組の見直しを行う。

・地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

・ＰＴＡの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

・いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校ＨＰや学校・学年だよりなどによる広報活動を積極的に行う。

（2）いじめの早期発見の取り組み

ア　日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

・子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、個別面談等）

・子どもの行動を注視する。（身なり、持ち物、休み時間、登下校、部活動等）

イ　定期的なアンケート調査（学期に１回）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

・学期ごとに教育相談月間（6･11･2 月）を設け生活アンケート調査や教育相談を実施する。

・学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

ウ　生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

・保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡・相談できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

・問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。日頃から、生徒のよいところや気になるところなど、学校のようすについて連絡・相談しておくことが必要である。

・地域行事への参加、関係機関との情報共有など、日常的な連携を心がける。

（３）いじめに対する対処について

管理職へ（報告・連絡・相談）→緊急「いじめ防止対策委員会」招集→委員会への報告

ア　被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

・いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

・いじめる子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。

・いじめが解消（止んでいる状態が３か月継続）した後も、被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

把握すべき情報

①　誰が誰をいじめているのか　（加害者と被害者の確認）

②　いつ、どこで起こったのか　（時間と場所の確認）

③　どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか。（内容）

④　いじめのきっかけは何か。（背景と要因）

⑤　いつ頃から、どのくらい続いているのか。（期間）

イ　事実確認を迅速に行うとともに、教職員全員が情報を共有する。

・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

・短時間で正確な事実関係を把握するため、また、学級担任等が抱え込むことのないよう複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

ウ　保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

・事案によっては（法を犯す行為）、早期に警察等に相談して協力を求める。

・必要に応じて、教育委員会・学校教育課の活用を図る。

いじめ問題への対応の基本的な流れ

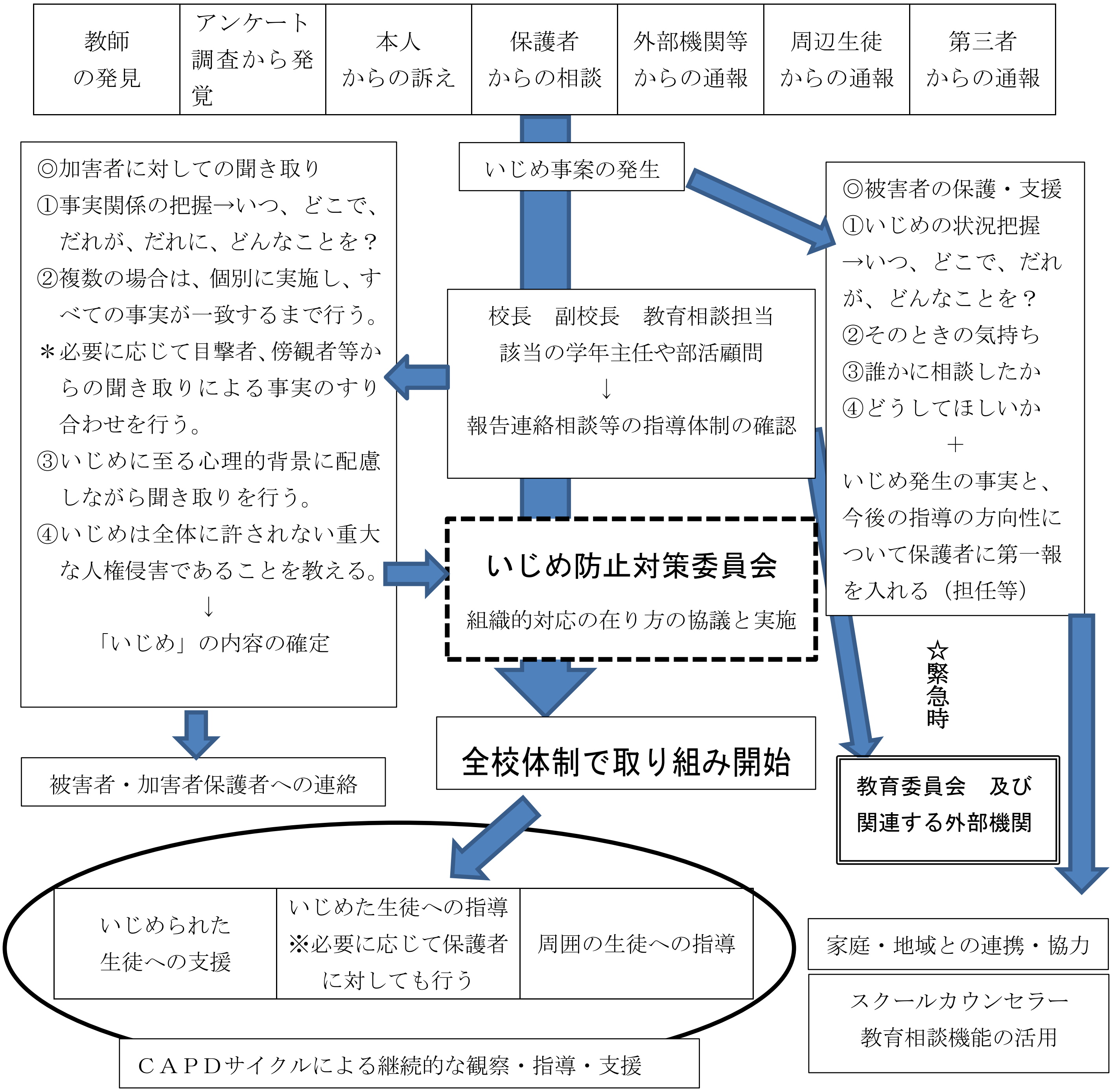

５　いじめ防止対策委員会等

（１）いじめ防止対策委員会

構成員：校長・副校長・生徒指導主事・学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラー等

ア　生徒指導主事が主となり計画立案し、内容を検討する。また、いじめに関する研修会の開催を企画する。

イ　定期会議は、運営会議及び職員会議内で行う。

ウ　いじめが発生した場合は緊急招集し、早期解決に向けた指導を検討するとともに、被害者の保護・支援にあたる。必要に応じて担任、副担任も招集する。管理職は教育委員会に連絡・報告・相談をする。また、いじめの内容次第で警察等の関係機関への連絡をする。

PTA役員 学校評議員 地域代表者（同窓会会長）	連携 ↔	校内いじめ防止対策委員会 ↕ 学年担任・相談窓口 ↕ 生徒・保護者・地域	連携 ↔	教育委員会 福祉関係者 警察等

（２）相談窓口

ア　保護者、地域関係者の相談窓口----------副校長

　ＰＴＡ総会、校報、教振便り等で周知を図り、気軽に来校できる雰囲気づくりを心掛け、相談や情報の提供を求める。

イ　生徒及び保護者の相談窓口-----------学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談室、保健室を利用し、安心して相談できる環境を整備する。

６　いじめの防止に向けた年間計画

月	職員会議等	防止対策	早期発見
4	○いじめ防止対策委員会 ・基本方針 ・活動計画 ○PTA 総会等における保護者啓発	○基本的生活習慣づくり ○修学旅行等の取組による仲間同士の関係づくり	○家庭訪問
5	○定例会議	○生徒総会（NAR 運動の実施） ○体育祭等の取組による仲間同士の関係づくり	○小中交流 ○生活アンケート
6	○定例会議		○生活アンケート
7	○定例会議	○地域探訪や宿泊研修の取組による仲間同士の関係づくり ○学校評価アンケート	○学校評価
8	○いじめ防止校内研修会①		
9	○定例会議		○生活アンケート
10	○定例会議	○文化祭等の取組による仲間同士の関係づくり	
11	○定例会議	○生徒総会	○小中交流 ○生活アンケート
12	○定例会議	○ボランティア活動 ○学校評価アンケート	○学校評価
1	○いじめ防止校内研修会②		
2			○小中交流 ○生活アンケート
3	○いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度計画		

事案発生時の校内いじめ防止対策委員会の開催（5月～1月）

日常の観察（4月～3月）

部活動等での人間関係づくり

学期ごとの教育相談期

平成３０年　１月１０日　制定